

○湯梨浜町空き家財道具等処分費支援事業補助金交付要綱

令和6年4月25日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯梨浜町空き家財道具等処分費支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、湯梨浜町補助金等交付規則（平成16年湯梨浜町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、湯梨浜町空き家・空き地情報バンク設置要綱（平成20年湯梨浜町告示第57号。以下「設置要綱」という。）第4条第2項に規定する空き家等登録台帳に登録された空き家（以下「登録物件」という。）の家財道具等を処分するために必要な費用を補助することにより、空き家利活用の促進と町への移住定住者の増加を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 設置要綱第2条第5号に規定する空き家等登録者（以下「空き家等登録者」という。）で、登録物件を、登録の日から5年目の3月31日に到達する日まで引き続き登録（登録物件に係る売買又は賃貸借契約を締結したことにより、設置要綱第6条第2号に規定する登録の抹消の申出を行う場合を除く。）しようとする者

(2) 登録物件を自らが居住する目的で購入又は賃借する者（以下「入居者」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たす者

ア 当該登録物件の売買又は賃貸借契約を締結した日から起算して6箇月を経過していない者

イ 補助金の交付を受けてから3年以上、当該登録物件に居住しようとする者

2 補助対象者は、前項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 市町村税を完納していること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(3) 登録物件の家財道具等の処分について、国、県又は町の他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、登録物件に残存する家財道具等を処分及び搬出する事業で、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。

(補助金の算定等)

第5条 町長は、補助対象者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。ただし、20万円を限度とする。

3 補助金の交付は、同一の登録物件に対して1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 登録物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し。ただし、空き家等登録者が登録物件に係る売買又は賃貸借契約を締結する前に家財道具等の処分を実施する場合は、湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金契約誓約書（様式第2号）をもって代えることができる。

(2) 補助対象事業に要する経費が確認できる契約書又は見積書の写し

(3) 処分及び搬出を行う家財道具等の状況写真

(4) 市町村税の納税証明書

(5) 申請者が入居者である場合は、家財道具等処分承諾書兼同意書（様式第3号）

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することを決定したときは湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助しないことを決定したときは湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更及び実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する補助金の申請内容の変更又は中止をしようとするときは、湯梨浜町

空き家等財道具等処分費支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）に、補助対象事業に要する経費が確認できる契約書又は見積書の写し及びその他町長が必要と認める書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の増額を伴う変更

(2) 補助対象事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、湯梨浜町空き家等財道具等処分費支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 補助対象事業に要する経費の支払いを証する領収書等の写し（申請者名が確認できるもの）

(2) 家財道具等の処分及び搬出を行った部分の実施後の写真

(3) 登録物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し（交付の申請後に契約した場合に限る。）

(4) 補助金交付決定者が入居者である場合は、住民票等、家財道具等の処分及び搬出を行った住宅（以下「対象住宅」という。）に住所を移したことが確認できる書類

3 前項の実績報告は、補助対象事業完了後1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（着手届及び完了届）

第9条 補助対象事業の着手届及び完了届の提出は省略することができる。

（補助金の返還）

第10条 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 空き家等登録者にあつては、登録物件を、登録の日から5年目の3月31日に到達する日まで引き続き登録しなかったとき。ただし、登録物件に係る売買又は賃貸借契約を締結したことにより、設置要綱第6条第2号に規定する登録の抹消の申出を行った場合を除く。

(2) 入居者にあつては、補助金の交付を受けた日から3年以内に対象住宅を取り壊し、売却し、又は転居したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により交付決定を受けたとき。

（活用状況等の報告）

第11条 町長は、本補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助金交付決定者に対し、登録物件又は対象住宅の活用状況等について報告を求めることができる。

2 町長は、補助金交付決定者が前項に規定する報告の求めに応じないときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月25日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第23号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

湯梨浜町空き家財道具等処分費支援事業補助金交付申請書

年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので、湯梨浜町空き家財道具等処分費支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

登録物件の所在地	湯梨浜町
補助対象事業に要する経費	円
交付申請額	円 ※1,000 円未満の端数切り捨て ※補助対象経費×1/2（上限 20 万円）
事業開始（予定）年月日	年 月 日
事業完了（予定）年月日	年 月 日

添付書類

- ☐ 登録物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し又は湯梨浜町空き家財道具等処分費支援事業補助金契約誓約書（様式第 2 号）
- ☐ 補助対象事業に要する経費が確認できる契約書又は見積書の写し
- ☐ 処分及び搬出を行う家財道具等の状況写真
- ☐ 市町村税の納税証明書
- ☐ 家財道具等処分承諾書兼同意書（様式第 3 号。申請者が入居者である場合に限る。）

【誓約事項】

私と私の世帯員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号に規定する暴力団の構成員でないことを誓約します。

氏 名 _____

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者 住所
氏名

湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金誓約書

私は、湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金の交付を受けるため、以下の事項について誓約します。

- 1 湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金交付要綱第 10 条に規定する事由に該当することとなった場合は、補助金を返還すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

湯梨浜町長 様

空き家等登録者 住所
氏名

家財道具等処分承諾書兼同意書

私は、湯梨浜町空き家・空き地情報バンクに登録している空き家の家財道具等の処分及び搬出を入居者が行うことについて、以下のとおり承諾します。

また、本処分に関する湯梨浜町空き家財道具等処分費補助金関係手続に必要な範囲において、湯梨浜町が空き家の情報の確認、その他関係機関に対して照会を行うことに同意します。

本処分に関する紛争は、当事者間において解決を図り、湯梨浜町への賠償請求等はいりません。

1. 空き家の所在地 湯梨浜町

2. 入居者

3. 処分する家財道具等

4. 承諾事項

ア 上記「処分する家財道具等」に記載した空き家財道具等に係る所有権を放棄し、入居者において処分すること。

イ 本処分に係る費用を、入居者において負担すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

湯梨浜町長



湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金については、湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助対象事業は、 年 月 日付で申請のあった湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金として、その内容は申請書の内容欄記載のとおりとする。ただし、湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金交付要綱第8条第1項に規定する変更が生じた場合は、変更承認申請をしなければならない。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 申請者は、湯梨浜町補助金等交付規則（平成16年湯梨浜町規則第50号）及び湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 この補助金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 5 付帯条件
 - (1) 空き家等登録者にあつては、補助金の交付を受けてから、登録物件を空き家等登録台帳に、登録の日から5年目の3月31日に到達する日まで引き続き登録すること。ただし、登録物件に係る売買又は賃貸借契約を締結したことにより、湯梨浜町空き家・空き地情報バンク設置要綱（平成20年湯梨浜町告示第57号）第6条第2号に規定する登録の抹消の申出を行う場合を除く。
 - (2) 入居者にあつては、補助金の交付を受けてから3年以内に対象住宅を取り壊し、売却し、又は転居しないこと。
 - (3) 上記の付帯条件に反したときは、補助金の交付決定を取り消す。すでに交付された補助金がある場合は、全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。

様式第 5 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

湯梨浜町長



湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金につ
いては、次の理由に基づき不交付決定しましたので、湯梨浜町空き家家財道具等処分費支援事業補助金
交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 申請者
- 2 登録物件の所在地
- 3 事業完了予定年月日
- 4 理 由

様式第 6 号(第 8 条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所

氏 名

湯梨浜町空き家財道具等処分費支援事業変更（中止）承認申請書

年 月 日付第 号をもって交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、湯梨浜町空き家財道具等処分費支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 補 助 金 の 名 称 湯梨浜町空き家財道具等処分費支援事業補助金
- 2 交 付 決 定 額
- 3 変更（中止・廃止）後の額
- 4 差 引 き
- 5 変更（中止・廃止）の時期
- 6 変更（中止・廃止）の理由
- 7 添 付 書 類
 - (1) 補助対象事業に要する経費が確認できる契約書又は見積書の写し
 - (2) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所

氏 名

電 話 番 号

湯梨浜町空き家財道具等処分費支援事業実績報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった 年度空き家財道具等処分費支援事業が完了したので、湯梨浜町空き家財道具等処分費支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了日 年 月 日

2 補助金交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 補助対象事業に要する経費の支払いを証する領収書等の写し（申請者名が確認できるもの）
- (2) 家財道具等の処分及び搬出を行った部分の実施後の写真
- (3) 登録物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し（交付の申請後に契約した場合に限る。）
- (4) 補助金交付決定者が入居者である場合は、住民票等、対象住宅に住所を移したことが確認できる書類

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)